

令和8年2月18日

副学長（学生担当）

千葉 親文様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 吉川 椋

令和8年度学園祭学生分担金の額及び納入方法について

「学園祭に関する申合せ」第4条に基づき、学園祭学生分担金の額及び納入方法を下記の通りに決定しましたので、報告致します。

記

学園祭学生分担金

納入金額：1 人在学予定年数 1 年につき 600 円

納入方法：入学・編入年度に在籍予定年数分を学類ごとの新入生オリエンテーションの場で、学群生が筑波大学学園祭実行委員会の構成員に対面で納入する。
未納者ならびに対面での回収が困難な者については適宜振込集金など他の方法を併用する。

補足：学生分担金は学園祭に関する申し合わせ第3項で定められている通り、学群生は学生分担金を納入しなければならない。
学生分担金を納入していない学生が所属する団体の学園祭への参加を拒否する場合がある。

以上